

掛川市条例第41号

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

(掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。